

証券コード：4691

2024年6月11日

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

名古屋市千種区内山三丁目23番5号

ワシントンホテル株式会社

代表取締役社長 内 田 和 男

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.washingtonhotel.co.jp/corporation/ir/meeting/>



また、上記のほか、以下の東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。アクセスのうえ、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、以下のご案内に従い、2024年6月25日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁をご高覧のうえで、2024年6月25日（火曜日）午後6時30分までに行使してください。

〔郵送（書面）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「平安の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第63期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- （2）インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- （3）書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・会社の体制及び方針
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会におけるお土産等のご用意はございません。

議決権行使 についてのご案内

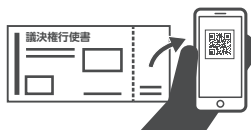
後記に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただける場合

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●

株主総会開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について
その他のご照会

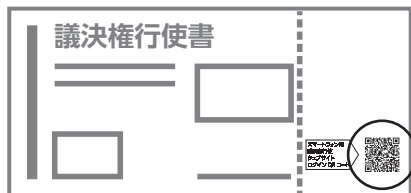
☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

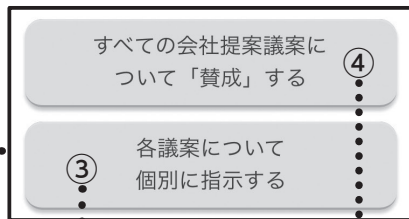


※QRコード[※]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



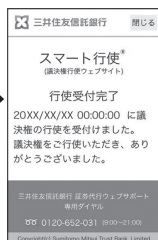
③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する

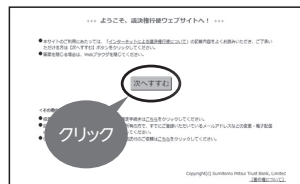


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

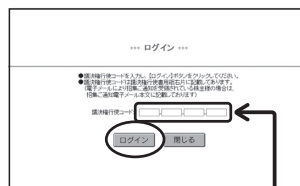
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



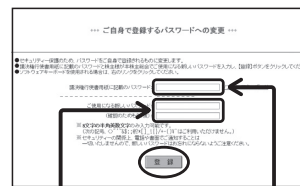
② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該方針に鑑みて、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円とし、総額121,651,500円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して検討したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うちだ かずお 内田 和男 (1950年2月10日) (再任)	1968年3月 当社入社 1989年9月 当社鳥取ワシントンホテル総支配人 2001年2月 当社総務人事部部長 2001年6月 当社取締役兼総務人事部部長 2003年6月 当社常務取締役兼総務人事部部長 2005年6月 当社取締役兼R & B事業部事業部長 2006年6月 当社常務取締役兼R & B事業部事業部長兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2008年6月 当社専務取締役兼R & B事業部事業部長 2009年6月 当社代表取締役社長兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2014年6月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	89,516株
(取締役候補者とした理由) 内田和男氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2009年から当社の代表取締役社長を務めております。経営における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	はせがわ ふとし 長谷川 太 (1961年9月27日) (再任)	1987年11月 当社入社 2002年12月 当社企画開発部東京開発事務所所長 2006年10月 当社奈良ワシントンホテルプラザ総支配人 2011年3月 当社事業改革部部長 2014年6月 当社取締役執行役員兼事業開発部部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員兼ワシントンホテルプラザ事 業部事業部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員兼営業本部本部長兼ワシント ンホテルプラザ事業部事業部長 (現任)	40,624株
(取締役候補者とした理由) 長谷川太氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2014年から当社の取締役を務めておりま す。開発、営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締 役候補者いたしました。			
3	いどがわ まなぶ 井戸川 学 (1968年2月2日) (再任)	1990年2月 当社入社 2010年3月 当社名古屋錦ワシントンホテルプラザ総支配人 2011年6月 当社総務人事部部長 2015年6月 当社執行役員兼総務人事部部長 2020年6月 当社取締役執行役員兼総務人事部部長 2021年2月 当社取締役執行役員兼新大阪ワシントンホテルプラザ 総支配人 (現任)	18,229株
(取締役候補者とした理由) 井戸川学氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2020年から当社の取締役を務めておりま す。総務・人事、営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断 し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	た な か りょうすけ 田 中 良 佐 (1969年10月21日) (再任)	1992年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社 R & B 事業部スーパーバイザー 2009年 7 月 当社 R & B 事業部室長 2013年 6 月 当社 R & B ホテル事業部事業部長 2016年 6 月 当社執行役員兼 R & B ホテル事業部事業部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員兼 R & B ホテル事業部事業部長 (現任)	14,317株
	(取締役候補者とした理由) 田中良佐氏は、本社部門の責任者を歴任し、2020年から当社の取締役を務めております。営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者としたしました。		
5	ぬ の め ひろし 布 目 浩 (1975年5月17日) (新任)	1998年 3 月 当社入社 2011年 3 月 当社経営企画室室長 2021年 6 月 当社執行役員兼経営企画部部長 (現任)	5,544株
	(取締役候補者とした理由) 布目浩氏は、2011年から経営企画部門の責任者を務めております。経営企画における豊富な経験及び見識が、当社の経営に活かされるものと判断し、新任の取締役候補者としたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	おがた まさひこ 小 県 昌 彦 (1955年4月28日) (再任)	1980年4月 興和株式会社入社 2010年11月 同社生活関連事業部名古屋営業部長 2013年6月 同社生活関連事業部管理本部長 2015年6月 興和紡株式会社執行役員総務部長 2017年6月 興和株式会社執行役員関連事業統轄部（現国内統轄部） 2018年5月 株式会社丸栄取締役 2019年5月 同社代表取締役社長（現任） 2019年6月 興和紡株式会社社外監査役（現任） 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社丸栄代表取締役社長 興和紡株式会社社外監査役	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小県昌彦氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。今後も当社の経営全般に対し、適切な監督や有益な助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただくことを期待しております。			

- (注) 1. 布目浩氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 上記所有株式数には、ワシントンホテル役員持株会名義における持分を含めた実質持株数を記載しております。（1株未満を切り捨てて記載しております。）
4. 小県昌彦氏は、社外取締役候補者であります。
5. 小県昌彦氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって5年となります。
6. 社外取締役候補者である小県昌彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。
7. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案については監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまぐち まさき 山口正樹 (1964年2月4日) (新任)	1988年8月 当社入社 2021年12月 当社監査室室長（現任）	0株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>山口正樹氏は、2021年12月から監査室の室長を務めております。監査部門における豊富な経験及び見識を有していることから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、新任の監査等委員である取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	こじま こうじ 小島 浩司 (1970年11月22日) (再任)	1996年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 2000年7月 公認会計士登録 2001年7月 公認会計士小島興一事務所（現 税理士法人中央総研） 入所 2001年10月 税理士登録 2003年1月 税理士法人中央総研代表社員 2004年3月 監査法人東海会計社代表社員（現任） 2013年12月 株式会社エスケーアイ（現 株式会社サカイホールディングス）社外取締役 2016年2月 朝日興業株式会社社外監査役（現任） 2018年5月 協和ケミカル株式会社社外監査役（現任） 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年7月 株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] 監査法人東海会計社代表社員 株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>小島浩司氏は、公認会計士としての豊富な経験及び見識を有しており、当社の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。今後も会計専門家としての立場から、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なごし ようこ 名越 陽子 (1971年12月21日) (再任)	2008年12月 弁護士登録 2009年1月 瀬古賢二法律事務所入所 2011年4月 中京市民法律事務所開所 2014年11月 株式会社コネクトホールディングス（現 株式会社ジー・スリーホールディングス）社外取締役 2016年11月 株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役（監査等委員） 2018年3月 グランツ法律事務所開所 パートナー弁護士（現任） 2020年1月 株式会社S B Y社外取締役 2021年9月 株式会社Green Micro Factory社外取締役 2022年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] グランツ法律事務所パートナー弁護士	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 名越陽子氏は、弁護士としての豊富な経験及び見識を有していることから、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。今回選任された場合には、弁護士としての立場から、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待しております。			

- (注) 1. 山口正樹氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 小島浩司、名越陽子の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小島浩司、名越陽子の両氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役候補者とした理由に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 当社は、小島浩司、名越陽子の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には届出を継続する予定であります。
6. 小島浩司氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって6年となり、名越陽子氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって2年となります。
7. 社外取締役候補者である小島浩司、名越陽子の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。また、山口正樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

9. 小島浩司氏が代表社員を務める監査法人東海会計社は、2010年3月期における当社の会計監査人及び2011年3月期から2017年3月期まで当社の会計参与を務めておりました。現在は同監査法人との取引利害関係はありません。また、同氏は2011年3月以降に当社に関わる業務に関与しておらず、よって同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の取引利害関係はありません。

【参考資料】

当社は、取締役候補者の選任においては、それぞれの人格及び知識・経験・能力等を十分考慮し、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質をそなえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。

また、当社の業務に精通した「常勤取締役」と、他社での経営経験等豊富な知見を持ち合わせた「社外取締役」を組合せることで、取締役会全体として、知識・経験・能力をバランス良く備えた構成となるよう心がけております。

議案が承認された場合に当社取締役が有する能力・経験は以下のとおりです。

	氏名	性別	独立性	取締役に必要な専門性と経験						
				企業経営・経営戦略	財務・会計	営業	法務・コンプライアンス	人事・人材開発	店舗開発	IT・テクノロジー
取締役	内田 和男	男		●	●	●	●	●		
	長谷川 太	男		●		●	●		●	
	井戸川 学	男		●		●	●	●		
	田中 良佐	男		●		●			●	●
	布目 浩	男		●	●			●		●
	小泉 昌彦	男	社外	●		●	●			
監査等委員	山口 正樹	男		●		●				
	小島 浩司	男	独立社外	●	●					
	名越 陽子	女	独立社外	●			●			

各人の有するスキル等のうち、主なものに●を付けています。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、コロナ禍からの脱却により社会経済活動が正常化したことに伴い、景気回復の兆しをみせております。一方で、緊迫化する国際情勢に加え、物価高騰や大幅な円安の進行など、先行きについては不透明な状況が続いております。

ホテル業界におきましては、日本政府観光局のデータによると、インバウンドは水際対策緩和後の6月から堅調に増加しており、直近の1月から3月の期間においては2019年同期間比で106.3%と、コロナ前を上回る水準となりました。また、観光庁の「旅行・観光消費動向調査」では、観光・レクリエーションを目的とした国内宿泊旅行者数も概ねコロナ前の水準まで回復してきている一方で、出張・業務を目的としたビジネス利用では、最新公開数値である4月から12月期間で2019年比81.0%と、Web会議の普及等デジタル化の影響により、大きく戻らないまま推移しました。

このような環境下、当社の販売面においては、ビジネス需要減少への対策として国内レジャー客やインバウンドの獲得拡大に注力してまいりました。コロナ前は旅行代理店との契約は少なく、公式サイトを含むOTA（Online Travel Agent）を主たる販売チャネルとしておりましたが、コロナ禍以降国内外の旅行代理店や商談会への営業活動を継続強化してきた結果、当事業年度における国内旅行代理店経由の売上は、コロナ前期間比206.9%、国外旅行代理店経由の売上は同期間比130.9%と成果がでております。加えて、受注をより迅速に行うことを目的に、12月には国内外の旅行会社向けの予約センターを開設したほか、公式サイト上にグループ・団体でのご利用をお客様が簡単に申し込める受付窓口を設置するなど、新たなチャネルを機能させてまいりました。

また、顧客基盤である会員制プログラム「宿泊ネット」については、定期的なキャンペーンの実施やWebによる告知等の強化により、会員登録者数が期初の32万人から約28%増加し41万人となりました。

設備面においては、9月と10月に着工したR&Bホテル大塚駅北口と熊本ワシントンホテルプラザの、ツインルームとコネクティングルーム新設を含む全館リニューアル工事は計画どおり進んでおり、どちらも2024年7月に完了する予定です。既に完成した客室については販売を開始しております。このほかにも、Wi-Fiの速度増強工事を全事業所で完了、R&Bホテル蒲田東口及び東京東陽町には全室「エアウィーヴ」マットレスを導入、R&Bホテル新大阪北口、京都四条河原町、仙台東口にはシングル2部屋をつなぐコネクティングルームを新設するなど、品質と使い勝手の向上に取り組んでおります。

朝食においては、ワシントンホテルプラザでは地元の名物料理を取り揃えた内容とし、

R&Bホテルでは栄養バランスを考えてサラダの種類を増やしたり、ご飯もののニーズに応えるかたちでモーニングカレーを提供したりするなど、内容を充実させました。

そのほか、RPA (Robot Process Automation) を用いた料金変動自動化ツールの全事業所導入が12月に完了し、生産性の向上及び適正価格での迅速な提供による収益の最大化を図る体制を整えました。

なお、当事業年度の客室稼働率は62.5% (第1四半期会計期間64.7%、第2四半期会計期間61.8%、第3四半期会計期間66.1%、第4四半期会計期間57.3%) と、特に1月と2月が想定を大きく下回り、12事業所でコナー棟貸しを行っていた前事業年度より5.5ポイント減少しました。客室単価は当事業年度で7,142円 (第1四半期会計期間6,781円、第2四半期会計期間7,111円、第3四半期会計期間7,353円、第4四半期会計期間7,339円) となり、前事業年度を約9%上回りました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高18,294百万円 (前期比761百万円の増収)、営業利益は1,490百万円 (前期比1,499百万円の減益)、経常利益は937百万円 (前期比1,877百万円の減益)、当期純利益は835百万円 (前期比2,379百万円の減益) となりました。

各事業の営業概況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業名	売上高 (百万円)			
	前期実績	当期実績	前期比	増減率
ワシントンホテルプラザ事業	8,711	9,299	587	6.7%
R & B ホテル事業	8,532	8,712	180	2.1%
その他	289	282	△6	△2.2%
合計	17,532	18,294	761	4.3%

(注) 収益認識基準による売上高の調整をその他の部門の室料収入で行っております。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施した設備投資の総額は777百万円であり、その主なものは、熊本ワシントンホテルプラザ及びR&Bホテル大塚駅北口のリニューアル (建物附属設備、構築物、器具備品) 等であります。

(3) 資金調達状況

当社は、お取引金融機関との実施済み借入元本の返済猶予（2021年11月から2024年3月まで）の合意期間満了により、借入残高15,765百万円の返済、及びシンジケートローンによる12,613百万円の借入を行っています。

なお、当期の設備投資に必要な資金については、前々期に実施した金融機関からの借入金をもって充たいたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のホテル業界は、Web会議の普及などによりビジネス出張需要はコロナ前水準に戻らないまま推移することが想定されるものの、観光・レクリエーションを目的とした国内宿泊旅行は堅調に推移し、訪日客についても増加傾向が続くと見込んでおります。このような環境下、当社は以下の課題に取り組んでおります。

①商品力の向上

競争力強化のため、1年に2～3事業所の大規模リニューアルを引き続き実施していくほか、複数名利用に使い勝手のよいツインルームやコネクティングルームの新設、ベッドマットレスの「エアウィーヴ」への更新、デュベ布団への変更といった快適性向上のための部分改修を継続してまいります。

②営業セールス・告知強化

予約センターを開設したことにより受注体制が強化されたことから、国内外の旅行代理店への営業活動や、旅行博覧会・商談会への出展をより拡大することで、レジャー客や訪日客のさらなる集客に繋げてまいります。また、Webでの販売においては、海外OTAのプロモーションに積極的に参画するほか、検索エンジンやSNSを活用した広告により露出を強化してまいります。

③収益力の向上

レベニューマネージャーを中心に、需給を先取りした料金コントロールの精度を上げるとともに、定期的に基準料金を見直すことで、料金変動自動化ツールの効果を最大化させてRevPAR向上を図ります。また、運営コストの増加に対しては、需給環境のバランスをみつつ、品質を向上させながら販売単価に適切に反映させることにより対応してまいります。

④顧客基盤の強化

当社の会員制プログラム「宿泊ネット」については、定期的な入会キャンペーンの継続や、他OTAとの価格差等の優位性による囲い込みにより安定顧客の獲得に努め、2026年3月期末に会員数50万人を目指します。また、既存会員への新たな情報発信や特典等の利用喚起策を実施するほか、企業・団体対象のネット法人会員の拡大にも取り組んでまいります。

⑤人材育成

当社の将来を担う人材育成のため、教育体系の整備を推進してまいります。2024年4月より動画研修カリキュラムの運用をスタートしたことに加え、研修への参加や自己啓発支援の体制を強化します。また、個人の教育状況を評価・分析できるツールを導入することで、効果を高めてまいります。

(5) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第60期 2021年3月期	第61期 2022年3月期	第62期 2023年3月期	第63期 (当事業年度) 2024年3月期
売上高(百万円)	4,666	8,547	17,532	18,294
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△6,839	△3,108	2,815	937
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△7,518	△3,261	3,215	835
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△621.36	△270.50	266.63	69.30
純資産(百万円)	6,604	3,364	6,607	7,539
総資産(百万円)	27,024	32,226	35,706	33,072

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第61期の期首から適用しており、第61期以降に係る当社の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第61期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第61期の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第61期の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、「ワシントンホテルプラザ」、「R & B ホテル」の2ブランドのホテル事業を主たるサービスとし、宿泊・レストラン・宴会等の業務を行っております。

(7) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

本社	名古屋市千種区内山三丁目	
事業所	ワシントンホテルプラザ事業	新大阪ワシントンホテルプラザ(大阪市淀川区西中島五丁目) 他17事業所
	R & B ホテル事業	R & B ホテル名古屋新幹線口(名古屋市中村区則武二丁目) 他24事業所

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368名	33名増	39.9歳	10.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者（1名）及び派遣社員は含んでおりません。
 2. 上記のほかにパートタイマー350名（1日8時間換算による期中平均人員、前期比80名増）を雇用しております。

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,604,000千円
株式会社日本政策投資銀行	5,000,000千円
株式会社みずほ銀行	2,830,000千円
株式会社三井住友銀行	787,000千円
株式会社商工組合中央金庫	638,000千円

- (注) 上記の借入金残高には、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする金融機関10社によるシンジケートローン（タームローン）の残高10,613百万円、及び金融機関6社によるシンジケートローン（コミットメントライン）の残高2,000百万円の一部が含まれます。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 12,165,150株 (自己株式 4,850株を除く)
(3) 株主数 7,737名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 丸 栄	1,433,520 ^株	11.78 [%]
藤 田 観 光 株 式 会 社	861,280	7.08
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	503,000	4.13
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	503,000	4.13
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	495,000	4.07
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/MBBC LIENT ASSETS 2	393,000	3.23
株 式 会 社 近 藤 紡 績 所	316,800	2.60
名 古 屋 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	297,000	2.44
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	275,000	2.26
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	275,000	2.26

- (注) 1. 持株数が同数の株主については、五十音順に記載しております。
2. 持株比率は自己株式 (4,850株) を控除して計算しております。
3. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式107,000株 (取締役向け株式交付信託) は含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	内 田 和 男	社 長 執 行 役 員
取 締 役	長 谷 川 太	常務執行役員兼営業本部本部長兼 ワシントンホテルプラザ事業部事業部長
取 締 役	森 良 一	執 行 役 員 兼 経 理 財 務 部 部 長
取 締 役	井 戸 川 学	執 行 役 員 兼 新 大 阪 瓦 シ ン ト ン ホ テ ル プ ラ ザ 総 支 配 人
取 締 役	田 中 良 佐	執 行 役 員 兼 R & B ホ テ ル 事 業 部 事 業 部 長
取 締 役	小 県 昌 彦	株 式 会 社 丸 栄 代 表 取 締 役 社 長 興 和 紡 株 式 会 社 社 外 監 査 役
取締役（常勤監査等委員）	宮 本 康 司	
取締役（監査等委員）	小 島 浩 司	監 査 法 人 東 海 会 計 社 代 表 社 員 株 式 会 社 ヤ ガ ミ 社 外 取 締 役（監 査 等 委 員）
取締役（監査等委員）	名 越 陽 子	グ ラ ン ツ 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士

- (注) 1. 小県昌彦氏、小島浩司氏及び名越陽子氏は、社外取締役であります。
2. 小島浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、宮本康司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 小島浩司、名越陽子の両氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

① 役員個人の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、2021年2月12日開催の取締役会において決議いたしました。役員報酬等につきましては、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と規模や業種・業態の類似する企業の水準を確認したうえで、当社の経営状況、従業員給与等との均衡を総合的に勘案して決定することとし、当該方針に基づき、株主総会の決議を経て、役員報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月27日（第57回定時）であり、決議の内容は監査等委員である取締役を除く取締役の年間報酬総額の上限を1億5千万円（うち、社外取締役は2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。当該定時株主総会終結時点の員数は8名（うち社外取締役2名。）、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数は3名（うち社外取締役2名。）とするものであります。

社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、a. 基本報酬、b. 短期インセンティブ報酬としての賞与、c. 長期インセンティブ報酬としての株式報酬から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としています。各報酬要素の概要は次のとおりです。

a. 基本報酬

取締役としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

b. 短期インセンティブ報酬としての賞与

賞与支給率が100%のときの賞与額は、基本報酬の概ね20%～40%の範囲であり、株主総会后に金銭で支給します。

賞与支給率の算定にあたっては、以下の指標に応じて0%～200%の範囲で決定します。

- ・ 売上高及び利益の単年度目標に対する達成度
- ・ 売上高及び利益の前年度実績からの改善度
- ・ 各取締役個人の会社貢献度

但し、当期純利益が赤字の場合、当該年度の賞与は不支給とします。

ｃ．長期インセンティブ報酬としての株式報酬

当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

第57回定時株主総会の決議を経て定められた上限額とは別枠で、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるものであります。なお、株式報酬は、基本報酬の概ね20%～50%の範囲であり、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

株式報酬等の額、内容は以下のとおりであります。

イ	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
ロ	対象期間	第59回定時株主総会終結日から2025年6月の定時株主総会終結の日まで
ハ	ロの対象期間において、イの対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
ニ	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
ホ	イの対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60,000ポイント
ヘ	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
ト	イの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

なお、当該株式報酬制度は、2020年6月26日開催の第59回定時株主総会にて導入を決議しており、当該定時株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役を除く取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

当事業年度における監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、2023年6月28日開催の取締役会において、第57回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長社長執行役員内田和男に個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

権限を委任した理由といたしましては、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由といたしましては、業績は回復傾向にあるものの、取引先金融機関への借入元本の返済猶予期間が2024年2月まで続くことをふまえ、社外を含む全取締役について減額支給としていることから、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

監査等委員である取締役の報酬については、第57回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

基本報酬・賞与・株式報酬の構成比は、賞与100%支給時を前提として、概ね7～6対2～1対3～1の範囲となります。

なお、取締役については、退職慰労金の制度はありません。

②当事業年度に係る取締役の報酬等の総額及び員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	38,872	27,172	—	11,700	6
（うち社外取締役）	(2,244)	(2,244)	(—)	(—)	(1)
取締役（監査等委員）	11,628	11,628	—	—	3
（うち社外取締役）	(5,100)	(5,100)	(—)	(—)	(2)

- (注) 1. 当事業年度の業績連動報酬の支給はありません。
2. 非金銭報酬等は、株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外取締役に関する事項

① 取締役 小島昌彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社の主要株主である株式会社丸栄の代表取締役社長であります。

興和紡株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席しております。事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般に対し有益な発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

② 取締役（監査等委員） 小島浩司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査法人東海会計社の代表社員であります。

株式会社ヤガミの社外取締役（監査等委員）であります。

なお、いずれも当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回全て、また監査等委員会14回全てに出席しております。公認会計士としての豊富な経験及び見識に基づき、経理・財務面を中心にガバナンスの適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

③ 取締役（監査等委員） 名越陽子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

グランツ法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回全て、また監査等委員会14回全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験及び見識に基づき、法務・コンプライアンス面を中心にガバナンスの適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 過去2年間に業務の停止を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に関する監査業務は適切かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことに問題がないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,304,695	流動負債	5,074,685
現金及び預金	6,467,442	買掛金	144,234
売掛金	1,241,417	短期借入金	2,000,000
原材料及び貯蔵品	45,164	1年以内返済長期借入金	1,000,000
前払費用	507,251	リース債務	150,720
その他	43,417	未払金	985,881
固定資産	24,767,353	未払法人税等	30,931
有形固定資産	19,433,909	未払費用	362,347
建物	8,907,195	与引当金	92,103
工具、器具及び備品	279,848	契約負債	39,969
土地	5,564,875	その他	268,498
リース資産	4,239,691	固定負債	20,457,445
建設仮勘定	338,715	長期借入金	14,613,000
その他	103,582	長期未払金	213,403
無形固定資産	187,766	株式報酬引当金	44,239
電話加入権	21,047	リース債務	5,079,832
ソフトウェア	147,426	再評価に係る繰延税金負債	422
その他	19,293	資産除去債務	439,862
投資その他の資産	5,145,676	その他	66,685
投資有価証券	274,596	負債合計	25,532,130
長期前払費用	64,180	(純資産の部)	
繰延税金資産	350,962	株主資本	8,374,148
差入保証金	4,443,675	資本金	100,000
長期貸付金	1,200	資本剰余金	4,307,624
その他	29,962	資本準備金	3,754,161
貸倒引当金	△18,900	その他資本剰余金	553,463
資産合計	33,072,048	利益剰余金	4,050,731
		その他利益剰余金	4,050,731
		繰越利益剰余金	4,050,731
		自己株式	△84,207
		評価・換算差額等	△834,230
		その他有価証券評価差額金	111,222
		土地再評価差額金	△945,452
		純資産合計	7,539,918
		負債及び純資産合計	33,072,048

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売上高	18,294,607
II 売上原価	16,096,426
売上総利益	2,198,181
III 販売費及び一般管理費	707,844
営業利益	1,490,336
IV 営業外収益	
受取利息及び配当金	224
受取手数料	22,378
受取保険料	2,616
雇用調整助成金	4,945
その他	17,683
47,849	
V 営業外費用	
支払利息	440,327
支払手数料	152,904
その他	7,083
600,315	
経常利益	937,870
VI 特別損失	
固定資産除却損	11,187
減損損失	235,208
246,396	
税引前当期純利益	691,474
法人税、住民税及び事業税	30,971
法人税等調整額	△175,184
△144,212	
当期純利益	835,686

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

ワシントンホテル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワシントンホテル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

ワシントンホテル株式会社 監査等委員会

監査等委員	宮本 康司	㊟
監査等委員	小島 浩司	㊟
監査等委員	名越 陽子	㊟

(注) 監査等委員 小島浩司及び名越陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルクNAGOYA 2階「平安の間」

交通機関 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約1分
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。

